

## 資料「川方勤書」

〔史料解題〕

### 一 はじめに

「川方勤書」は、京都産業大学図書館が、京都市内の古書店から購入した折本形式（縦18.5cm、横9.0cm）の史料である。川方が関わる賀茂川の絵図（以下「賀茂川筋名細絵図」）が、その裏面に彩色されて描かれている。「川方勤書」により、京都町奉行所の与力・同心の一つである川方の仕事や役割、更には、一八世紀初頭の賀茂川の状況が地図と照らしあわせながら理解することができる。賀茂川が京都の発展に大きな影響を及ぼしてきたことを考えると、近世の京都を研究する上で欠かすことができない貴重な史料である。

### 二 川方と「川方勤書」

川方は、京都町奉行所等で、川の管理や取締等を行う役の名前である。

京都町奉行が寛文八（一六六八）年に発足すると、京の町の巡視や取締、畿内を含めた争いの処理等を担当するため、東西の町奉行所に、与力各二十騎、同心各五十人が置かれている。

川方は、与力・同心の一つである。公事方（刑事・民事の裁判）、勘定方（会計及び年貢収納、普請の入札等）、

目付方・新家方（犯罪人の探索、家の新築・土地の開発等）、証文方（証文の発行・文書記録）、闕所方（没収した家屋等の処理等）、番方（防犯・防火等の市中巡回）とともに、京都町奉行の配下に置かれ、賀茂川筋の石垣等の修復をはじめ、賀茂川筋の御用を勤めた。<sup>①</sup>

「川方勤書」の内容は多岐にわたり、書かれた事柄も前後し、わかりにくいのでまとめてみると、表の通りである。その内容は、洪水への対応や堤・蛇籠の修復等、川方の業務を的確に遂行するための仕様書的な部分と、賀茂川の適正な管理を進める上で参考となる過去の普請・修復等の「覚」に分けられる。また、闕所方・新家方の関連も窺え、御所方等の屋敷地を渡される際の立会い、千本通の道幅と二十間置きの定杭の打替え、更には、明地の管理や修復の財源が不足する場合の闕所銀の充当等も盛り込まれている。

また、「賀茂川筋名細絵図」は、源流から七条通まで、賀茂川の流路や川の長さと同幅、堤の長さと同修復財源、井口や悪水抜、賀茂川に架かる三条・五条の大橋や仮橋と道、更にはその周囲の社寺・屋敷・町屋・畑地等、土地の利用状況等も細かく書き込まれている。

「川方勤書」をみれば、川方は、賀茂川の治水・利水全般を担当したことが理解でき、その仕事の覚え書で、現代でいえば、川方の業務執行管理マニュアルともいえる。

賀茂川の管理等は当初川方が担当していたが、『京都御役所向大概覚書』三の「二十九賀茂川筋役掛り相分り候事」によれば、「賀茂川筋両組川方之支配ニ而有之候処、宝永七寅年々角倉平次江被 仰付候」とあり、宝永七（一七二〇）年に、「川方」の仕事は、角倉平次や京都町奉行所の新家方や闕所方が兼務している。<sup>②</sup>

宝永七年に、賀茂川の支配が分かれたことは、京都町奉行所の与力を勤めた神沢杜口（貞幹）が著した『翁草』（寛政三（一七九二）年頃に完成）においても確認できる。「己前闕所方の兼役に、賀茂川筋御修覆御用

表 「川方勤書」の主な内容

洪水への対応や堤・蛇籠等の修復方法について	水当り場所の防御と破損ヶ所の修復（破損状況の見分、仕様作成、入札、敷石等の材料の手配等） 堤・蛇籠・石垣の修復
堤・蛇籠等の破損の際の普請・修復	三条橋・五条橋の敷石等の修復 禁裏御用水筋・荒神口御用地水道筋の普請
賀茂川筋（川原も含む）の管理	堀川筋の油小路橋、伏見海道の祓川橋、堀川の三条橋、白川橋の破損 三条・五条橋の懸直しの際、車道と松原に仮橋の設置 町からの石垣の修復や橋の汚損等の願出への対応 御用の合間をみて賀茂川筋・堀川筋の見廻り
その他	筒が出る前の西堤・犬走りの敷の管理（一ヶ年置の下刈等） 四条の涼、下鴨糺の涼の時の川原の水茶屋・小見せ物等の指導・監督、三条河原の御施行時の小屋場間敷改 御所方・宮様方の屋敷地の渡しの際の立会、明屋敷の管理
適正な管理を進める上で参考となる事項について	賀茂川筋の流路と長さ 禁裏御用水の状況（流路・長さ・川幅）と川筋の掃除等、仮橋の数と場所、橋板の幅
賀茂川とその周囲の利用状況	堀川の西賀茂から上馬羽村紙屋川の落合まで流路と道法 千本通下立売下ル小人町の頭より四塚町際まで、道幅と両側の式拾間置き定の定杭（打ち替えの財源も含む） 菱垣・藪垣・筒・蛇籠の場所と長さ、石垣敷石の場所、犬走の状況 新堤（東堤を含む）・西堤・大聖寺殿堤等（長さ・根置・高・馬踏）、東西の蛇籠・籠刎・西堤犬走り・藪・菱垣等の長さ
堤や三条大橋等の状況	三条・五条橋の高洲川渡、今出川・二条口塵捨場の蛇籠等 三条・五条大橋の概要と敷石替の修復来歴（敷石や財源の調達を含む）、三条小橋・大和橋の概要
修復等の財源と闕所銀の充当	小川頭より下木津屋橋までの堀川通の橋数、大宮渡りより下七条までの仮橋数、高瀬川筋の二条樋之口より七条通迄の橋数 堤御修復料の概要、東西堤筋にある家屋敷・田畑の地子、賀茂川堤の御修復料の財源とその活用方法
明地等の管理	間之町、真如堂、榎木町、武家町四ヶ所の明地の坪数と年貢銀と油年貢の銀納

相勤、是を川方と相唱候」とあり、「其頃角倉平次御奉公願の儀の通相濟、賀茂川筋堤奉行被仰候」時に、「夫迄闕所方にて取計付候、右川筋御用の儀は、其節品分有て、御用の筋に寄、目付新家方へ相分り、闕所方にも少々支配相残り、其余は平次方へ引渡候」とある。<sup>③</sup>

なお、川方は京都町奉行所の他、「伏見御役録」に、川方与力二人、同心三人の名前があるように、伏見奉行所等にも置かれていた。<sup>④</sup>

### 三 「川方勤書」の成立時期

「川方勤書」のなかで、賀茂川の東西堤の築造について、「板倉内膳正殿御在京之節、三拾八年以前寛文八年、東西両側堤四千式百間程宛出来」とある。これにより、「川方勤書」が作成されたのは、寛文八（一六六八）年より三十八年前にあたる宝永二（一七〇五）年頃と推定される。

また、元禄五（一六九二）年までに京極今出川にあった真如堂は、「真如堂跡明地 六百三坪」と明記され、三条大橋・五条大橋の敷石、堤の石垣や蛇籠等、川・道等の定杭の修復・築造年次は、延宝八（一六八〇）年からはじまり、宝永元年までに止まっている。これらのことから、「川方勤書」は、宝永二年以降に作成されたと考えられる。なお、「川方勤書」のなかの御用水覚に、川筋の掃除の手形に関連して松田五左衛門と本多甚五右衛門の名前が認められるが、元禄期の東西町奉行所の与力として確認できるので、この推定と矛盾しない。<sup>⑤</sup>

「川方勤書」と表裏一体にある「賀茂川筋名細絵図」であるが、近世の賀茂川に関する絵図は、これまで「加茂川繪圖」（京都産業大学図書館所蔵）、大塚コレクション「賀茂川筋絵図」（京都市歴史資料館所蔵）、京都

府立京都学・歴史館が所蔵する「加茂川圖上・下」と「賀茂川筋・桂川筋・木津川筋 共絵圖」が知られている。「加茂川繪圖」は、「元禄十一戊寅年九月」の年記があり、「賀茂川筋繪圖」は、吉越他により一八世紀中頃の宝暦期の作成とされた。<sup>(6)</sup>また、「加茂川圖上・下」は、「宝暦年中五條西御橋詰、東西町拝借地」の書き込みがあり、寛政三（一七九二）年・弘化元（一八四四）年の貼紙もある。「賀茂川筋・桂川筋・木津川筋 共絵圖」は、淀川筋の管理について京都・伏見・大坂の奉行所で色分けされた川絵圖であることから、その所管が明確にされる享保三（一七一八）年以降につくられたと推測される。

一方、「賀茂川筋名細絵圖」には、宝永五年三月の大火で焼け残った下鴨口の北西の仏陀寺以北の諸寺は描かれているが、大火により焼失し、移転した立本寺の名前はない。<sup>(7)</sup>また、荒神口の南側に本庄松平の「松平豊後守」屋敷があるが、正徳元（一七一二）年に伯耆守に改められている。<sup>(8)</sup>更に、宝永八年に現在地の七条通南に移った松明殿稻荷神社は、明細絵圖では高瀬川七条北西に認められ、正徳以降に開発され、前述の「賀茂川筋絵圖」にある六条新地も描かれていない。<sup>(10)</sup>

これらのことから、「賀茂川筋名細絵圖」は宝永五年から同八年頃までに作成されたと考えられる。

「川方勤書」と「賀茂川筋名細絵圖」は、それぞれが別々につくられた可能性もあるが、川方の仕事で、宝永七年に角倉平次等に移る前後に、その覚えとしてまとめられたものではないか。

#### 四 元文の「畿内河川堤の修築制」

「川方勤書」で興味深いのは、異筆ではあるが、その末尾に「著雍 元文三年」「花押」と記されていることである。

元文三（一七三八）年は、『翁草』によれば、京都町奉行所において「加役川方新規に」立てられた年であり、「是は御支配国内に有之大川筋諸御用相勤候趣也」とある。<sup>(11)</sup>

淀川筋の支配は、既に享保三（一七一八）年八月に、伏見・大坂町・堺の三奉行の間で、次の通り整理が行われている。

「宇治川淀小橋迄

伏見奉行

木津川淀大橋迄

大坂町奉行

淀川大坂川口迄

大和川新大和川共

堺奉行

石川

右之通、支配分被 仰付候間、川役として伏見奉行所者と力式人・同心四人、大坂町奉行右同断、堺奉行者と力一人・同心式人可申付旨、被 仰下候事

〔川筋御用覚書〕<sup>(12)</sup>

しかし、これでは、賀茂川をはじめ、桂川、木津川の三川、更には、山城・摂津・河内を流れる大川筋（淀川本筋）の所管は明確にはならなかったのである。このため、元文二年に、「畿内河川堤修築制」が定められ、大坂町奉行所と京都町奉行所との間で、「木津・桂・加茂の三川および淀川筋は淀小橋より下、山城国中は、京町奉行所管たるべし。淀川并摂河両国は。大坂町奉行所所管たるべし」と、大川筋の所管の整理が行われた（『徳川実紀』<sup>(13)</sup>）。

これを受けて、山城国における「大川筋諸御用相勤」するため、関所方と兼務していた川方が、元文三年に「加

「川方勤書」として新規に設けられたのである。

異筆ではあるが、「川方勤書」の末尾にある「元文三年」の記述は、花押もあるところから、本史料が「加役川方」に新たに取られたと渡り、活用された可能性も考え得る。史料の来歴を考える意味で、興味深い書き込みである。

## 五 「川方勤書」の異本

「川方勤書」には、京都産業大学図書館が購入した史料（以下、「京都産大本」）以外に、大塚隆氏所蔵の「川方勤書」（以下、「大塚隆本」と）、京都市歴史資料館が写真版を所蔵している内藤（武）家の史料（以下「内藤家本」）<sup>(14)</sup>がある。いずれも折本形式で、「川方勤書」で記述されている内容はほとんど同じである。

「大塚隆本」は、古地図等の蒐集家として名高い大塚隆氏が購入して、所蔵されていた史料で、その蔵書印が刻印されている。筆者が平成十一（一九九九）年に『洛中塵捨場今昔』を出版する際に、「川方勤書」のなかに、元禄八（一六九五）年に設けられた「洛中塵捨場」の記述があるところから、大塚隆氏からそのコピーを頂いたものである。同氏の膨大な古地図等の史料は、「大塚コレクション」として、京都大学総合博物館、京都市歴史資料館、宇治市歴史資料館に寄贈されている。今回、「川方勤書」の所在を改めて調査したが、残念ながら見つけることはできなかった。このため、「大塚隆本」は、複写史料でしか知ることができず、「京都産大本」にある賀茂川の絵図が一緒にあったかは不明である。<sup>(15)</sup>

ただ、「大塚隆本」の末尾に、「京都産大本」にない寛政二（一七九〇）年と同十年の葵御神事に関する次のような記述がある。

「寛政二戊四月 一葵御神事前、今出川原御車道損候節、国役御普請所ニ而無之故、目付方ニ御普請役立合、見分伺之上、諸渡銀より御入用出ル

同十年四月 一葵御神事前、御車道国役御普請所々内、欠所出来ニ付、水防取締之儀、右戌年之例を以、目付方取計有之候得共、同十一月二至御取繕外、御普請役より彼是存寄申之ニ付、以来之例ニ難成、重而ハ賀茂川年番之取計可然

（大塚隆本「川方勤書」）

このことから、「大塚隆本」の最終的な成立は、寛政期以降である。

この「葵御神事」に関しては、京都市歴史資料館が所蔵する「大塚コレクション」のなかに、「寛政三亥年六月 川奉行年中 勤方雑記<sup>16</sup>」がある。寛政三年の葵神事に、京都所司代が上賀茂神社に参詣する際、賀茂川への仮橋の掛け替え等に関する史料で、「大塚隆本」の「川方勤書」での葵神事の御車道の記述との関連で興味深い。

「内藤家本」は、代々小山村の庄屋をつとめ、水車の経営や禁裏御用水の管理にも係わった内藤（武）家に伝来した史料である。京都市歴史資料館の写真版により確認できるが、同資料館では、「賀茂川筋用水絵図」の付属史料として位置づけられている。

「内藤家本」の「賀茂川筋用水絵図」は、筆使いは荒削りであるが、描かれた内容は「京都産大本」とほとんど同じである。しかし、「内藤家本」の「川方勤書」には、三条大橋・五条大橋の敷石の敷替えや蛇籠・石垣等の修復等に関連して、「京都産大本」にある延宝八年（一六八〇）や天和三年（一六八三）等、その敷設年次に関する記載が欠けている。「内藤家本」は、原本の「川方勤書」から、不必要な部分を省略して書き写



したものではないか。

「川方勤書」が複数発見されたことは、賀茂川の管理に係わった役方等が、石垣の修復等、その来歴を知る史料として書き写し、所持し、利用されていたことを物語っているが、「京都産大本」の「川方勤書」は、現存が確認できる唯一の史料である。

## 六 おわりに―「川方勤書」と「賀茂川筋名細絵図」の史料的价值―

おわりに、京都町奉行所の与力・同心の研究、近世の賀茂川に関する研究との関係で、「川方勤書」及び「賀茂川筋名細絵図」の史料的价值について改めて触れておきたい。

京都町奉行所の与力・同心については、『京都御役所向大概覚書』、『翁草』、『京都町触集成』や『京都武鑑』と、史料が限られていたこともあって、井ヶ田良治氏等による与力の職掌や人員の推移、更には、与力の人名の調査・研究が主であった。<sup>17</sup>安国良一氏は、近世の京都を考える上で、町奉行所の与力等の役方が、実際にどのような事項を所管し、どのような役割を果たしたのかを明らかにすることが重要であると指摘している。今回、川方に限られるが、「川方勤書」により、与力・同心の具体的な仕事を体系的に知ることができ、賀茂川の治水で果たした役割も確認することができた。

近世の淀川の研究は、摂津・河内の地域において、地方文書や「川筋大意」等により、村田路人氏の『近世畿内近国支配論』や水本邦彦氏の『近世の村社会と国家』等、優れた成果が生まれている。しかし、賀茂川の研究は必ずしも進んでいない。これまでは、日記史料、絵図や名所図会等により、主に災害史の視点から、賀茂川の研究が進められているが、<sup>18</sup>近世の賀茂川に関する基本的な情報は、『京都御役所向大概覚書』や『京

都役方覚書』に限られ、断片的なことも、その要因の一つである。

今回、「川方勤書」により、絵図と照らしあわせながら、三条・五条の大橋をはじめ、川幅・堤・石垣・蛇籠・笹・犬走り・水杭・高札等、賀茂川の基礎的な情報を、川方の役割との関係も含めて、体系的に把握することができる。また、涼み小屋、小見せ物小屋や水車等、京の人々が賀茂川に慣れ親しんだ様子の一端も理解することができる。更に、「チクゼン古堤残」のような、その治水の来歴を考察する上で参考となる書き込みもある。

賀茂川の川絵図は、元禄十一（一六九八）年の「加茂川繪圖」が時代を一番遡るが、源流から桂川落合まで描かれることもあつてか、京都中心部は必ずしも詳しくない。一方、今回紹介する宝永期に作られた「賀茂川筋名細絵図」は、一八世紀に作成された川絵図のなかでは最も古く、宝暦期の大塚コレクション「賀茂川筋絵図」等と比較することにより、賀茂川沿岸の開発、更には京都の町の発展をたどることができる貴重な史料である。

今後、「川方勤書」や「賀茂川筋名細絵図」により、京都町奉行所の与力・同心や、近世の賀茂川の研究が一層進むことを期待したい。

今回、「川方勤書」の翻刻にあたっては、京都府立大学水本邦彦名誉教授、京都市歴史資料館井上幸治氏にご助言を頂き、史料の閲覧等には、京都府立京都学・歴史館、京都市歴史資料館にご協力を頂いた。記してお礼としたい。

最後に、川方の考察で参考とした論文の執筆者である井ヶ田良治先生は、乙訓文化遺産を守る会古文書部

会で、古文書の解説を一から教えて頂いた。また、大塚隆先生には、『洛中塵捨場今昔』の出版に当たり、今ご紹介した「川方勤書」をはじめ、数々の史料をご教示・提供して頂いた記憶が蘇る。両先生とも鬼籍に入られたが、その導きがなければ、本論の執筆は出来なかった。改めて、その学恩に感謝したい。

## 注

- (1) 「京の御役所、その仕事と資料―京都町奉行所を中心に―」(『京都府立総合資料館だより』第一八二号 二〇一五年) 三〇五頁
- (2) 岩生成一「京都御役所向大概書」上 清文堂出版 一九七三年 三三四〇五頁
- (3) 神沢杜口『翁草』卷之六十二(『日本随筆大成』第三期二〇 吉川弘文館 一九七八年) 四二三〇四頁
- (4) 京都市歴史資料館所蔵 吉村勘兵衛家文書一八六五(写真版)
- (5) 井上幸治「寛文〓元禄期における京都町奉行与力の編成」(『京都市歴史資料館紀要』第二六号 二〇一六年) 五九・七五頁
- (6) 吉越昭久他「賀茂川筋絵図の作成年代確定と災害とのかかわり」(立命館大学歴史都市防災センター他『京都歴史災害研究』第七号 二〇〇七) 五七〓六〇頁
- (7) 「宝永戊子火記」(史籍研究会「内閣文庫所蔵史籍叢刊」特刊第二「視聽草」九集之八 一九八五) 二〓三頁
- (8) 「続群書類従完成会『新訂寛政重修諸家譜』第二十一 一九六六 一〇七〓一一頁
- (9) 「応仁之兵火ニ焼失仕リ後、宝永八年鴨川の西七條之南ニ遷奉、現今之地ニ候也」(明治十六年調 上下京神社明細帳 庶務課社寺掛)(京都府立京都学・歴史館所蔵)
- (10) 『史料京都の歴史』第十二卷 下京区 平凡社 一九八一年 三六六〓七頁
- (11) 3と同じ
- (12) 大阪市参事会『大阪市史』第五 一九一一年 二九四頁
- (13) 黒板勝美『新訂増補 国史大系』第四十五卷「徳川実紀第八篇」(吉川弘文館 一九九九年) 七六一頁
- (14) 京都市歴史資料館所蔵 内藤(武)家文書一八二・一八三(写真版)

- (15) 大塚隆氏から「加茂川流域図」(杉浦丘園氏及び高橋正意氏旧蔵)のコピーを頂いたが、「京都産大本の「賀茂川筋名細図」とほぼ同じ川絵図である。
- (16) 京都歴史資料館所蔵「大塚コレクシヨン」四三一 本史料の閲覧には、同館の吉住恭子氏にお世話になりました。
- (17) 京都町奉行所の与力・同心に関しては、次の掲げる研究論文を参考にさせて頂いた。井ヶ田良治「京都町奉行所の与力について―神沢貞幹の『翁草』を素材として―」(秋山國三先生追悼会『京都地域史の研究』一九七九年 国書刊行会)二〇一〜二二六頁、安国良一「町奉行所の役人」(京都町触研究会『京都町触の研究』一九九六年 岩波書店)一五九〜一九二頁、吉住恭子「『京都武鑑』にみる京都町奉行与力・同心の存在形態」(『京都市歴史資料館紀要』第二〇号 二〇〇五年)二五〜五五頁、井上幸治「寛文〜元禄期における京都町奉行与力の編成」(『京都市歴史資料館紀要』第二六号 二〇一六年)四四〜一〇二頁
- (18) 賀茂川の研究に関しては、次の掲げる研究論文等を参考にさせて頂いた。
- 吉越昭久・片平博文『京都の歴史災害』(思文閣出版 二〇一二年)、中島暢太郎「鴨川水害史(一)」(『京都大学防災研究所年報』第二六号 一九八三年)七五〜九二頁、赤石直美他「京都歴史災害年表」(立命館大学歴史都市防災センター他『京都歴史災害研究』第6号 二〇〇六年)一一〜二二五頁

#### 参考文献

- 岩生成一『京都御役所向大概覚書』(清文堂出版 一九七三年)、史料京都の歴史』(平凡社)、日本歴史地名大系二七『京都市の地名』(平凡社 一九七九年)、村田路人『日本史リブレット九五 近世の淀川治水』(山川出版社 二〇〇九年)、村田路人『近世畿内近国支配論』(塙書房 二〇一九年)、水本邦彦『日本史リブレット五二 草山の語る近世』(山川出版社 二〇〇三年)、水本邦彦『近世の村社会と国家』(東京大学出版会 一九八七年)